

令和2年5月26日

保護者 様

学校再開にあたっての本校の感染防止の取組について

柏市立柏第一小学校

校長 山辺 振一郎

日頃から本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先日、柏市教育委員会から本年度6月1日から学校の教育活動を再開する旨、連絡があったところです。

ついては、下記のように、保護者の皆様に感染防止のためのお願いをするとともに、感染防止の取組を実施してまいりますので、お知らせいたします。

記

【登校にあたって ～各家庭にお願いしたいこと～】

- 朝、夕の検温及び健康観察票の記入をお願いします。また、それをもって登校するようお願いいたします。（健康観察票は1か月ごとに回収し、学校で保管します。）
- 学校では、基本的にマスク着用とします。着用して登校するようお願いいたします。
- 学校では手洗いを徹底しますので、ハンカチを持たせるようお願いいたします。また、ちり紙についてもお願いします。
- 毎朝、体温を測り、発熱やせき、のどの痛み等の症状がある場合には、登校を控えていただきますよう、お願いします。（欠席ではなく、「出席停止」の扱いとします。）
- 連絡帳による欠席連絡は当面の間、停止させていただきます。「電話連絡」もしくは携帯電話（スマートフォン）による「欠席連絡システム」での連絡をお願いします。

1 基本的な対策

- 石けんによる丁寧な手洗いの励行
 - *登校直後、トイレ使用后、共有の教材・教具・情報機器などを使用する前後、特別教室使用前後、給食前後、体育の授業後、ふれあいタイム・昼休み後等、こまめに丁寧に石けんによる手洗いをを行うよう指導します。
 - *手洗い場には石けん等を配置し、子ども達が手洗いできる環境を整備します。（アルコール消毒液は、流水での手洗いができない場合に補助的に使用する。）
- 「せき」エチケットとマスクの着用
 - *学校教育活動中は、基本的にマスク着用とします。
 - *定期的に水分補給を促すなど、熱中症対策を行います。
 - *マスクを忘れた子ども達に対応できるよう、可能な限り、予備用のマスクを準備します。
- 学校施設や用具等の管理
 - *多くの子ども達が触れる場所（教室等やトイレのドアノブ、手すり、スイッチ）は適切に消毒します。
 - *共用の教材・教具は消毒するとともに、子ども達に使用前後の手洗いを指導します。

○換気

- *可能な限り、常時、2方向の窓やドアを同時に開けて、換気を行います。
- *休憩時間には、教室等の窓やドアを開放し、換気を行います。
- *換気に伴う寒さ等に対しては、衣服で調節することとします。
- *トイレ内は換気を常に行います。

○子ども同士、子ども・教員間の身体的距離の確保

- *子ども達の座席の間に、可能な限り距離を確保します。
- *授業や給食等では、対面とならないように、教育活動を行います。
- *教職員が個別に指導する場合、子ども達との距離に配慮して指導を行います。

○授業中や休憩時間中も随時健康状態を把握し、体調がよくない場合には、養護教諭と連携を図り、状況に応じて保護者の方に連絡します。

2 登校後の感染症対策について

①登校時の健康観察

- *毎日、登校時、教室に入る前に、子ども達に発熱や風邪の症状がないか、健康観察票をもとに教職員が確認します。(昇降口前、余裕教室等)
- *健康観察票忘れや検温していない場合には、別室で確認を行います。

②授業等活動中の対策

- *可能な限り、常時、2方向の窓やドアを同時に開けて、換気を行います。
(エアコン使用時も含めて)
- *教職員は、飛沫飛散防止のためマスクを着用します。
- *子ども達との十分な身体的距離の確保に努めます。
- *子ども達は、マスクの着用を基本とします。特に近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底します。
- *共用の教材・教具、情報機器などを触れる場合があるため、授業前後、手洗いをするよう指導します。また、子ども達同士の物品の貸し借りはしないよう指導します。
- *班ごとに対面で話し合いを行う形式のグループ学習等を控え、不要な接触を避けるようにします。
- *子ども達が近距離で活動する共同制作等の活動は、当面の間、実施しません。
- *体育の授業では、密集・接触が予想される内容は、当面の間、実施しません。また、水泳の指導は行いません。
※子ども達の間隔を十分に確保した上で、マスクの着用はせずに実施します。なお、本人が着用を希望する場合には着用を認めますのでご承知おきください。その場合でも、N95のような医療用・産業用マスクではなく、家庭用マスクといたします。(スポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスクの必要性について」)
- ※体育の授業に関し、その参加に不安がある場合には、ご相談ください。
- *家庭科の授業では、当面の間、調理実習は行いません。
- *音楽の授業では、当面の間、音楽室・教室内での合唱指導、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の息を入れて音を出す指導は行いません。楽器の指使いの指導は行います。

③休憩時間

- *教室等の窓やドアを開放し、換気を行います。

*休憩終了時、トイレ使用后等、手洗いを徹底します。

*友人との近距離での会話を避けるとともに、マスクの着用を指導します。

④給食の時間

*給食の配食を行う教職員、子ども達は手洗いを徹底し、マスクの着用をします。

*風邪、発熱、下痢等の症状の有無、衛生的な服装（給食の白衣）、適切な手洗い等給食当番が可能であるか、毎日点検します。

*給食当番だけでなく、すべての子ども達の手洗い、給食の配食中のマスクの着用を徹底します。

*食べる際は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとります。

*おかわりの配食は、教職員が行います。

*1年生では、当面の間、教職員が配膳を行います。

⑤清掃について

*分散登校期間は児童の清掃は行わず、感染の状況を把握しつつ、一斉登校後、掃き掃除から開始します。

*トイレ清掃は、当面の間、教職員が行います。

⑥保健室

*発熱等体調不良による利用者と「けが」による利用者を分けて対応できるようにします。

・従来の保健室…発熱等の体調不良による利用者

・教育相談室（第一校舎会議室となり）…「けが」による利用者

*入室者を制限し（付きそい等）、接触機会を減少させます。

*病院での受診が必要なけがや体調不良が生じた場合、協議の上、保護者の皆様に対応をお願いすることになりますが、ご協力お願いいたします。

⑦登下校

*友人との距離を保つとともに、マスクの着用を指導します。

⑧具合が悪くなった場合の連絡等

*学校で、子ども達の発熱や風邪症状を確認した場合には、保護者の皆様に連絡し、お迎えを依頼します。よろしくお願ひします。

*帰宅後は、症状がなくなるまで自宅で療養となります。

*帰宅するまでの間（保護者の皆さんが学校に到着するまで）、学校にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、保健室等別室で待機させるようにします。

3 出欠の取扱い

○5月31日までの臨時休業期間中における登校日は授業日数に含みません。

○6月1日からの学校再開以降については、出欠を記録します。

○以下の場合には「出席停止」とします。

*本人の感染が判明した場合

*本人が濃厚接触者と認定された場合

*同居する家族の方の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合。

*本人に発熱や風邪症状が見られ、自宅で療養する場合

*海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合

○以上の他、当該感染症に関し、「お子様に症状等はないが、感染症防止のため学校を休ませたい」という場合には、学校にご相談下さい。(特別欠席)

○欠席、遅刻する場合には、学校への連絡をお願いします。

4 欠席連絡について

○欠席の連絡については、「電話連絡」又は昨年度から導入した「欠席連絡システム」による連絡をお願いします。

(連絡帳による連絡は、感染防止の観点から当面の間、停止します。)

○「欠席連絡システム」については、別紙お手紙をご覧ください。

5 部活動について

○授業と同様、3つの「密」を避ける配慮を行った上で、運動部・吹奏楽部ともに7月1日から実施の予定です。(4年生以上の希望者)

○体育や音楽、その他授業中の感染対策と同様の配慮を行います。

○事前に、6月下旬に子ども達向けの説明会、保護者の皆様向けの「お知らせ」の配付の後、参加申込を受け付ける予定です。

※予定については新型コロナウイルス感染症の状況により、変更することがあります。

6 保護者の皆様へのお願い

○朝、夕の検温及び健康観察票の記入をお願いします。また、それをもって登校するようお願いいたします。(健康観察票は1か月ごとに回収し、学校で保管します。)

○学校では、基本的にマスク着用とします。着用して登校するようお願いいたします。

○学校では手洗いを徹底しますので、ハンカチを持たせるようお願いいたします。

○毎朝、体温を測り、発熱やせき、のどの痛み等の症状がある場合には、登校を控えていただきますよう、お願いします。

○病院での受診が必要なけがや体調不良が生じた場合、協議の上、保護者の皆様に対応をお願いすることになりますが、ご協力お願いいたします。

○ご家庭でも、こまめな手洗いをお願いします。

○学校生活以外の場面において、引き続き「3つの『密』」を避けるなど、ご家庭においても感染リスクの低減に努めてくださいますようお願いいたします。

○以下のような場合には、かかりつけの医療機関、市の相談窓口、帰国者・接触者相談センター等に相談してください。

*息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

*基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合

*上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い症状が続く場合

※該当しない場合でも相談は可能です。

※症状が4日以上続く場合、解熱剤等を飲み続けなければならない場合はすぐに相談

※症状には個人差があるため、強い症状と思う場合や心配な場合は相談してください。

○欠席、遅刻する場合には、学校への連絡をお願いします。

○家族の皆様も、できるだけ子ども達と同様に、検温等健康観察をお願いします。

○お子様や家族が、濃厚接触者となった場合や感染の疑いが生じた場合には、必ず学校に連絡をお願いします。